

被災家屋等の解体・撤去制度について

1 公費解体制度

令和6年能登半島地震により被災した家屋等の所有者の申請に基づき、市が所有者に代わり解体・撤去を実施する予定です。

○ 対象

り災証明書で「全壊」、「大規模半壊」、「中規模半壊」、「半壊」と認定された家屋

- ※ 被災家屋等の一部解体は対象外
- ※ 壊れていない建物の解体は対象外
- ※ 塀や立木などは対象外

2 費用償還制度

市による公費解体制度実施までの間に、所有者自身が解体・撤去した場合の工事費用の償還についても実施する予定です。

○ 対象

り災証明書で「全壊」、「大規模半壊」、「中規模半壊」、「半壊」と認定された家屋

- ※ 被災家屋等の一部解体は対象外
- ※ 壊れていない建物の解体は対象外
- ※ 塀や立木などは対象外

○ 注意事項

- ・ 所有者が支払った金額と市が算定した金額を比較し低い方を償還金額として決定しますので、全額の償還とならない場合があります。
- ・ 解体・撤去を行った際の記録写真（工事前・工事中・工事後）、見積書、契約書、請求書、領収書、その他関係書類を保管しておいていただきますようお願いします。

制度の詳細については、後日改めてご案内します。

【問い合わせ先】

高岡市 生活環境文化部 環境政策課
TEL 0766-22-2144